

理 事 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成 29 年 5 月 30 日（火）午前 10 時 30 分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3 階 第 1 会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

まず、本日の出席状況でございますが、理事定数 6 名以上 23 名以内、現在員数 23 名、本日の出席者 21 名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第 29 条第 2 項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、中村監事、後藤監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

続きまして、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。

4 月 1 日付けで就任いたしました浅井事務局長でございます。中川企画調整担当部長兼福祉事業課長でございます。古賀経営計画担当課長でございます。新垣地域福祉課長でございます。蔵野介護サービス相談センター副所長でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

資料 1、平成 28 年度事業報告（案）の資料でございます。資料 2、平成 28 年度決算報告（案）の資料でございます。資料 2 別紙として退職給付会計処理の変更に係る資料を添付していますが、事前に送付しました資料に補足資料を加えて、本日配付しておりますことをご報告します。資料 3、平成 29 年度補正予算（案）の資料でございます。資料 4、定款の一部変更（案）の資料でございます。資料 5、諸規則等の制定及び一部改正並びに廃止（案）の資料でございます。資料 6、理事及び監事候補者の推薦の資料でございます。資料 7、評議員候補者の推薦の資料でございます。資料 8、評議員選任・解任委員会委員の選任（補充）の資料でございます。資料 9、定時評議員会の開催（案）の資料でございます。

それでは、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 (あいさつ)

司 会 ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第 29 条第 1 項の規定により、その都度選任することになっておりますが、こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を乾会長にお願いいたします。

乾 議 長 まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第 30 条第 2 項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と今回出席の中村監事、後藤監事が議事録に署名いたします。両監事さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

＜第 1 号議案＞ 平成 28 年度事業報告（案）について

乾 議 長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第 1 号議案 平成 28 年度事業報告（案）について、説明してください。

新垣課長

地域福祉課長の新垣でございます。

第1号議案、平成28年度事業報告(案)につきまして、ご説明申し上げます。資料1の1頁をご覧ください。全文を読みあげさせていただきます。

平成28年4月14日午後9時26分、熊本県熊本地方で深さ11kmを震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町においては、震度7を観測するなど、甚大な被害をもたらしました。

本会では、発災後、速やかに災害対策本部を設置し、義援金口座の開設や区社協とともに街頭での募金活動等を行い、大阪府共同募金会を通じて約492万円の義援金を熊本県に届けました。4月23日には現地の状況を確認するため先遣隊として職員2人を送り、4月27日から7月17日まで近畿ブロック府県・指定都市社協として災害ボランティアセンターの運営支援のため、延べ26人の職員を派遣するなど、被災地支援に努めました。

開設30周年を迎えた「大阪市ボランティア・市民活動センター」では、防災・減災、災害救援に強いまちづくりに向け、区社協や行政と連携を図りながら「大阪市災害ボランティアセンター運営者研修」を開催するなど、災害に備えた取組みを強化いたしました。

不足する福祉人材の養成については、「大阪市社会福祉研修・情報センター」で、多岐にわたる人材養成の研修や、福祉職場における今後の人材育成について検討するため、福祉施設で行われている人材の育成等に関する調査研究に取り組みました。また、「大阪市成年後見支援センター」においては、専門職ではない一般市民による判断能力が不十分な人の生活を支える「市民後見人」養成講座を開催し、登録者は234人となり、これまでに153人が後見人として活動しております。成年後見制度利用促進法が施行されたことを機に、一層の活動支援強化に努めました。

また、本会が平成26年度に策定した「中期経営計画」では、地域福祉活動の推進支援を重点課題としており、区社協が平成27年度から取り組んでおります「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の後方支援の一環として、全体的な動きや特長的な事例などを取りまとめた「見守り相談室活動報告集」を作成いたしました。

平成28年度は、改正社会福祉法が本格施行される前年であり、本会としても新たに、法に基づく「評議員選任・解任委員会」の設置をはじめ、定款変更や諸規程等の整備に取り組むとともに、区社協と協働し「ワーキングチーム」において検討を重ね、区社協の定款変更等が円滑に行えるよう支援いたしました。

また、社会福祉施設に対しても、公益的活動が一層促進するよう情報提供に努め、実施事例報告を交えた研修会を開催するなど、今後の取組みの方向性を探る一助といたしました。

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、今後、より一層地域住民から信頼され、期待される社協をめざし、住み慣れた地域で、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向けた事業を推進いたしました。

続きまして、2頁をお開きください。主な取組みの実施状況についてご説明申し上げます。

まず、「1 組織基盤の強化」(1) 財政基盤の強化でございます。平成28年度も、交付金・委託料・補助金等について、適正かつ効果的に執行し、健全な経営に努めました。公募事業につきましては、「介護予防ポイント事業」「高齢者相談支援サポ

一ト事業」「大阪市市民活動総合支援事業」を継続受託し、福祉人材の育成の視点から、新たに「介護福祉士実務者研修事業」を受託いたしました。賛助会員の拡大につきましては、各種行事の場で募集チラシを配布するなど、財源の確保に努力いたしました。

(2) 組織の透明性と信頼性の強化でございますが、正確な経理事務が行えるよう全区社協を対象に経理事務研修を実施いたしました。また、広報誌やホームページに、市社協がどのような運営を行っているのか財務諸表及び現況報告書を公表し、法人の透明性と信頼性を確保に努めました。

(3) 職員の人材育成につきましては、社協を運営していくうえで人材育成は最も重要な事項と考えており、本会研修計画に基づき各種研修を実施しました。特に、平成 28 年度は、本会固有職員だけでなく常勤嘱託職員や非常勤職員まで受講対象を拡大したコンプライアンス研修を開催し、社協職員として全体の意識向上を図りました。また、福祉・医療の資格を持った 20 人の新規職員を採用することで専門性を確保し、若手職員を対象とした業務検討会を例年どおり開催し、次世代を担う職員育成の場としました。

続きまして、「2 生活課題の解決に向けた地域福祉推進の支援」(1) 区社協活動への支援でございます。本会の区担当職員が全区社協からヒアリングを行い、傾向等をまとめ、各区社協に発信しました。また、「地域活動の担い手育成」や「災害への取組み」など、区社協の先駆的・特徴的取組みに対して支援し、全区社協の地域支援担当者に対する各種の研修会や情報交換会を開催し、地域支援がスムーズに行えるように支援いたしました。

(2) 総合相談支援機能の充実と地域づくりへの展開に向けた取組みでございます。各区社協において、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しておりますが、各区さまざまな取組みを展開しておりますので、その特色などをとりまとめた冊子「地域とともに暮らしを支える『見守り相談室』活動報告集」を作成いたしました。

(3) 新たな総合事業の導入を見据えた地域福祉活動のさらなる推進に向けた取組みでございます。市民・福祉関係者を対象に、「おたがいさまでつながる 地域の居場所」をテーマとした「地域福祉シンポジウム」を開催し、実際に地域で活動されているかたにもご登壇いただきました。

また、「大阪市地域福祉活動推進委員会」においては、地域福祉活動の活性化や担い手育成に向けた「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」(仮称)作成に向けて検討しました。さらに、小地域福祉活動の活性化に向けましては、若手地域活動者へのインタビュー・公開座談会を開催し、日本地域福祉学会で発表しました。

次は、「3 地域における公益活動の取組みへの支援」でございます。改正社会福祉法では、社会福祉法人に対して、地域における公益的な活動への取組みが求められており、各法人を取り巻く状況の変化などを改めて認識し、先駆的な取組みの実践事例を参考に、施設に求められる役割や区施設連絡会のあり方や活動をふり返り、連絡会自体の活性化を目的として、区社会福祉施設連絡会「全大会・活動報告会」を開催しました。

また、市内の社会福祉法人・施設において先駆的な取組みを展開している事業などを本会の広報誌により、広く市民に発信いたしました。

「4 ボランティア活動振興基金を活用した地域福祉活動の支援強化や担い手育成への支援」につきましてもご説明いたします。ボランティア活動振興基金事業につ

新垣課長

きましては、昨年度同様に積極的な申請がございまして、125 件の助成を行いました。特に、若い世代のボランティア活動への参加促進や、地域の福祉課題に合わせた活動支援へとつながっております。また、基金の有効活用を目指し、新たに専用ホームページを設けまして広報の強化に努めました。

続きまして、「5 広報啓発活動の充実」でございます。社会福祉の動向や各区における地域福祉推進の取組み状況などの福祉情報提供のため、広報誌「大阪の社会福祉」は、昭和 25 年の創刊以来継続して毎月 1 回発行し、この 3 月には 742 号を迎えました。発行部数を増刷しまして、学校教育の場で「福祉」に関心を持っていただくため、市内の全市立小中学校等へ配付いたしました。

また、市民や福祉関係者に向けて広く本会の活動を知っていただくため、ホームページを活用し、随時情報を発信し、大阪市社会福祉大会でも、本会リーフレットの配付や会場内でパネル掲示等、事業周知を行い広報活動に努めました。

最後に「6 災害時のボランティア活動支援体制の強化」でございます。

熊本地震につきましては、冒頭「平成 28 年度事業報告」で募金取組みや職員派遣による災害ボランティアセンター支援につきましてご報告いたしましたが、加えましてボランティアバスを運行するなど、積極的に被災地支援にあたりました。その後、派遣職員を中心に活動報告会を開催し、災害時のボランティア活動支援のあり方について共有を図りました。また、3 月には大規模災害時に円滑なボランティア調整ができるよう、本会と大阪市職員が参加して「大阪市災害ボランティアセンター運営者研修」を開催しました。さらに、「大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアル」の内容を見直し、本会及び各区社協が大阪市と「協定書」を締結いたしました。

以上が、平成 28 年度事業報告（案）でございます。

なお、本日の資料は重点事項の実施状況のみ抜粋した内容となっております。後日、開催いたします評議員会においてご承認をいただきましたら、個別の事業の実施状況と第 2 号議案でご審議いただきます決算報告書と合わせまして製本し、後日改めて、送付させていただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長

ただ今説明がありました、平成 28 年度事業報告（案）について、ご意見はございませんか。

右田理事

3 頁に「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」（仮称）とありますが、これはいつ頃公開されるのですか。それから、従来、大阪市社協は大阪市立大学や市域の高等教育機関と連携し、特にボランティア活動の分野では先駆的に取り組んでこられたと思います。ここしばらくは若手を掘り起こしていくという一般的な活動はあるのですが、学生や大学との協力といったものが事業報告に出てこないのですが、実態としてはどうなっているのでしょうか。

新垣課長

1 点目の「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」につきましては、これから作成にとりかかり、今年度末の完成を予定しています。2 点目については今後、協議してまいります。

乾 議 長

他にございませんか。

古賀課長

載しておりますとおり、4つの科目で大きな差異となりましたが、退職金会計処理の変更や多様な雇用形態による職員人件費の減など、人件費支出で予算比6億3,941万円の減によるものでございます。

以上のとおり、収入・支出の増減につきましては、退職金会計処理の変更や多様な雇用形態による職員人件費の減などによるものであり、事業運営に影響を与えるものではありません。

次に、4頁をご覧ください。「(1)事業別内訳」を表にまとめたものでございます。予算との差異が大きかった事業は、(2)の主な増減理由に記載しておりますとおり、法人運営事業は、熊本地震災害支援職員派遣に係る経費を含め、予算比1,299万円の増でございます。なお、震災に係る経費につきましては、生活福祉資金の特例措置により助成がございました。要介護認定訪問調査事業は、調査件数が減じたこと等により、予算比4,822万円の減でございます。社会福祉研修・情報センター事業は、共同体で指定管理者を務める他事業者への指定管理料の会計処理を変更したこと等により、予算比1,831万円の減でございます。ボランティア活動振興基金事業は、ボランティア活動促進事業等の助成件数が見込みより少なかったことから、予算比8,185万円の減でございます。退職積立金事業は、会計処理を変更したことにより予算比4億542万円の減でございます。

次に、5頁「5 事業活動計算書」をご覧ください。社会福祉法人が1年間の事業活動を行った結果の損益の状況を反映したものでございますが、ゴシック体で表記しておりますとおり、当期活動増減差額はマイナス9億3,577万4,450円でございます。これは、賞与引当金の計上や退職金会計処理を変更したことが主な要因でございます。その結果、次期繰越活動増減差額はマイナス505万1,520円となります。

次に、「6 貸借対照表」について、ご説明いたします。9頁をご覧ください。

表の左側、資産の部中ほどの、「その他の固定資産」の4つ目「退職給付引当資産」は、前年度末から26億4,887万6,862円減の0円でございます。表の右側、負債の部 流動負債の5つめ「賞与引当金」は、前年度末から2億400万2673円の増、その下、固定負債「退職給付引当金」は、前年度末から19億5,419万894円減の3億1,240万7,925円でございます。これは、予備調査の結果に基づき、賞与引当金を計上したこと、退職給付会計処理を変更したことが、主な要因でございます。それでは、退職給付会計処理の変更についてご説明いたしますので、資料2別紙をご覧ください。

まず、平成27年度まで本会が退職給付債務を計算するために用いておりました「1 簡便法による計上」についてご説明します。退職給付会計において、職員が比較的少ない法人の場合など、退職給付債務を簡便な方法で計算することが認められております。本会では、年齢構成に偏りがあり、計算結果に高い水準の信頼性が得られないと判断し、下の表「A 平成27年度（簡便法による計上）」の右側に記載しておりますように、期末にすべての職員が普通退職した場合の支給額22億6,659万円を退職給付引当金として計上しておりました。

次に、「2 原則法による計上」についてご説明いたします。職員の新規採用により年齢構成が改善傾向にあり、平成28年度から企業会計と同様の原則法を用いております。それにより、下の表「C 平成28年度（原則法による計上）」の右側に記載しておりますように、退職給付引当金は、32億1,778万円となります。原則法では将来の昇給率や退職率等を見込んで計算するため、簡便法に比べ退職給付債務の額が大きくなる傾向にあります。

古賀課長

また、退職給付会計基準では、退職積立金の帰属主体は職員となり、資産と債務を、相殺することとされていることから、純額で表示した結果、その下の表「D 平成 28 年度（原則法による純額表示計上）」の右側に記載のとおり、退職給付引当金は、3 億 1,240 万円となります。引当金（負債）を計上することになりますが、簡便法を用いた場合は、上から 2 つ目の表「B 平成 28 年度（簡便法により計上した場合）」の差額に記載のとおり、退職給付引当資産が 5 億 1,852 万円となり、前年度に比べ更に改善している状況でございます。

それでは、続きまして資料 2 の 5 ページをご覧ください。「7 計算書類に対する注記」から、「10 サービス区分別 計算書類」につきましては 10 頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

最後に、改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉充実財産は毎年度算定することが必要となりました。厚生労働省の通知では、主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例として、土地・建物を所有していない法人の場合は、財産額から年間事業活動支出の全額を控除できると示されています。本会の場合、年間事業活動支出 43 億 5,767 万円を財産額から控除した結果、残額が生じず、社会福祉充実計画を策定する必要がないことをご報告いたします。

以上、平成 28 年度決算報告（案）についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長

ただ今、平成 28 年度決算報告（案）について、説明がありましたが、皆様からのご質問をお受けする前に、中村監事さんから監査報告をお願いします。

中村監事

私、中村と後藤監事は、平成 29 年 5 月 22 日市社協事務局において、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を実施したところでございます。その結果につきまして監事を代表してご報告申し上げます。

事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。また、理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上でございます。

乾 議 長

ありがとうございました。

それでは、皆様からのご意見・ご質問についてお受けいたします。いかがでしょうか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第 2 号議案は、原案どおり決定されました。

<第 3 号議案> 平成 29 年度補正予算（案）について

乾 議 長

続きまして、第 3 号議案の「平成 29 年度補正予算（案）」について、事務局から説明してください。

古賀課長

第3号議案 平成29年度補正予算(案)につきまして、ご説明申しあげます。

資料3「平成29年度補正予算書(案)」1頁をご覧ください。今回は、経営安定化積立基金への積立による補正、決算で確定した前期末支払資金残高に関する補正、生活福祉資金貸付事務事業へ繰出しするための補正につきまして、お諮りするものでございます。

1頁の中ほど「1次補正予算書(案)総括表」をご覧ください。収入の部で、右から二つ目の「今回補正額」欄の「その他の活動収入」で、『生活福祉資金貸付事務事業』で不足を補填するため7万1千円の増額でございます。これによりまして、補正後の収入予算額は、46億9,739万7千円となります。

支出の部は、その他の活動支出で731万4千円の増額でございます。

内訳は、平成28年度事業からの繰入金の一部を経営安定化積立基金へ積立するため、724万3千円の増、生活福祉資金貸付事務事業への補填として7万1千円の増を合計したものでございます。これによりまして、補正後の支出予算額は、47億9,650万3千円となります。

表の下から2段目、前期末支払資金残高は845万3千円の減でございます。これは、表の下の部分、1法人運営事業から、2頁、5ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付事業に増減額を記載しておりますが、決算で確定した支払資金残高に補正するためのものでございます。これによりまして、表の下から3段目、補正後の当期資金収支差額は、マイナス9,910万6千円となり、前期末支払資金残高6億3,848万1千円と合わせると、当期末支払資金残高は、5億3,937万5千円とあいなる次第でございます。

以上、平成29年度補正予算(案)についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

乾 議 長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

<第4号議案> 定款の一部変更(案)について

乾 議 長

続きまして、第4号議案の「定款の一部変更(案)」について、事務局から説明してください。

真鍋課長

総務課長の真鍋でございます。第4号議案 定款の一部変更(案)につきまして、ご説明申しあげます。資料4をご覧ください。

第2条の(事業)でございますが、平成24年度から「高齢者相談支援サポート事業」を受託実施しておりましたが、平成29年度は「認知症高齢者相談支援サポート事業」として公募され、本会が受託することになったことに伴い、15号を「認知症高齢者相談支援サポート事業」に変更するものでございます。

第15条(決議)の第4項及び第22条(役員及び会計監査人の任期)の第3項につきましては、前回の定款変更の際、条項が未修正でございましたので、修正いたします。

以上、定款の一部変更(案)についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

真鍋課長 9頁、「常勤嘱託就業規則」の一部改正（案）につきましては、第4号議案の定款の一部変更でもご説明いたしましたとおり、受託事業の名称変更に伴うものでございます。施行日につきましては、本日、5月30日からとしております。

以上、諸規則等の制定及び一部改正並びに廃止（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第5号議案は、原案どおり決定されました。

<第6号議案> 理事及び監事候補者の推薦について

乾 議 長 続きまして、第6号議案「理事及び監事候補者の推薦」について、事務局から説明してください。

浅井局長 事務局長の浅井でございます。

第6号議案 理事及び監事候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。資料6をご覧くださいと存じます。

定款第18条第1項では、理事及び監事並びに会計監査人は評議員会の決議によって選任する。また、各候補者推薦の提案は、別に定める規程に基づいて、理事会が行うこととする、と規定しております。なお、会計監査人の候補者につきましては、平成28年1月27日に開催いたしました理事会におきまして、『かがやき監査法人』を推薦する旨、ご承認いただいておりますので、本日は理事及び監事候補者の推薦につきまして、お諮りするものでございます。

1枚おめくりいただき、3頁の理事・監事・会計監査人選任規程をご覧ください。

第2条、理事の選任では（1）の区社会福祉協議会の代表者から、（4）の社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等、までの4つの区分から選任すると規定しております。恐れ入りますが、1頁にお戻りいただきまして、理事の候補者（案）でございますが、候補者の皆さま、全員が現在も理事として、本会の運営に、ご尽力をいただいております。

まずは、「区社会福祉協議会の代表者」でございます。

福島区社会福祉協議会会長の吉崎昌作様、此花区社会福祉協議会会長の宮川様におかれましては、大阪市地域振興会会長を兼任されておりますことから、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」の候補者として、お名前を、あげさせていただいております。大正区社会福祉協議会会長の寄本文信様、東成区社会福祉協議会会長の清水弘様、城東区社会福祉協議会会長の伊東允二様、旭区社会福祉協議会会長の吉田純造様、東住吉区社会福祉協議会会長の川本公夫様、西成区社会福祉協議会会長の乾繁夫様、以上7名のみなさまでございます。

続きまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」でございます。大阪市地域振興会会長の宮川晴美様、大阪市地域女性団体協議会会長の矢田貝喜佐枝様、大阪市社会事業施設協議会会長の中田浩様、大阪府社会福祉協議会常務理事の井手之上優様、大阪府共同募金会常務理事の林明様、大阪市身体障害者団体協議会会長の手嶋勇一様、以上6名のみなさまでございます。

浅井局長

次に、裏面 2 頁をご覧ください。3「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」でございます。大阪市民生委員児童委員協議会会長の白國哲司様、大阪市民生委員児童委員協議会副会長の矢野初憲様、以上 2 名のみなさまでございます。

最後に、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」でございます。大阪市福祉局長の諫山保次郎様、大阪市こども青少年局長の内本美奈子様、大阪府立大学名誉教授の右田紀久恵様、本会常務理事の西嶋善親を加えました 4 名のみなさまでございます。

続きまして、監事候補者（案）について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、再び、3 頁の理事・監事・会計監査人選任規程をご覧ください。第 3 条第 2 項で、監事の選任につきましては、監事のうち 1 名は財務諸表を監査し得る者、1 名は社会福祉事業について見識を有する者としておりますことから、2 頁、監事候補者（案）といたしましては、現在、監事として、ご尽力いただいております、税理士の中村保弘様と大阪市老人福祉施設連盟代表理事の後藤静男様に、引き続きお願いしたいと考えております。

理事及び監事の任期につきましては、定時評議員会終結後から平成 30 年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

定時評議員会の日程につきましては、この後、第 9 号議案で、ご審議いただきますが、平成 29 年 6 月 20 日を定時評議員会の候補日としてお諮りしたいと存じます。

以上、理事及び監事候補者の推薦についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第 6 号議案は、原案どおり決定されました。

＜第 7 号議案＞ 評議員候補者の推薦について

乾 議 長

続きまして、第 7 号議案「評議員候補者の推薦」について、事務局から説明してください。

浅井局長

第 7 号議案 評議員候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。資料 7 をご覧いただきたいと存じます。

平成 29 年 4 月 1 日から、新たな任期として 29 名のみなさまに、評議員として、ご就任いただいておりますが、新たに 3 名の評議員を「評議員選任・解任委員会」において選任いただきたいことから、候補者を推薦するため、ご審議いただくものでございます。

まず、「区社会福祉協議会の代表者」といたしまして、都島区社会福祉協議会会長の前田起平様でございます。

続きまして、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」といたしまして、ニッセイ予防医学センター次長の中澤義之様でございます。なお、現評議員で同センター次長の谷口様におかれましては、6 月 7 日付けで退任するとの申し出をいただいております。次に、区長会議福祉・健康部会長で此花区長の前田昌則様でございます。

任期につきましては、6 月 7 日に開催予定の評議員選任・解任委員会で選任されました後の、平成 29 年 6 月 8 日から現任期の残任期間である平成 32 年度会計に係

浅井局長 　　る定時評議員会の終結時まででございます。
　　以上、評議員候補者の推薦につきまして、ご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

乾 議 長 　　ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
　　　　　　（ 異 議 な し ）
　　異議なしということですので、第7号議案は、原案どおり決定されました。

<第8号議案> 評議員選任・解任委員会委員の選任（補充）について

乾 議 長 　　続きまして、第8号議案「評議員選任・解任委員会委員の選任（補充）」について、事務局から説明してください。

中川部長 　　企画調整担当部長の中川でございます。
　　第8号議案 評議員選任・解任委員会委員の選任（補充）につきまして、ご説明申し上げます。資料8をご覧ください。
　　定款第7条第2項におきまして、評議員選任・解任委員会は5名の委員を持って構成すると規定しておりますが、事務局員として就任しておりました本会事務局長に交代がございましたので、浅井俊之事務局長を新たに委員として選任（補充）をお願いするものでございます。
　　任期につきましては、本日、平成29年5月30日から、現任期の残任期間である平成31年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。
　　以上、評議員選任・解任委員会委員の選任（補充）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

乾 議 長 　　ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
　　　　　　（ 異 議 な し ）
　　異議なしということですので、第8号議案は、原案どおり決定されました。

<第9号議案> 定時評議員会の開催（案）について

乾 議 長 　　続きまして、第9号議案「定時評議員会の開催（案）」について、事務局から説明してください。

中川部長 　　第9号議案 定時評議員会の開催（案）につきまして、ご説明申し上げます。資料9をご覧ください。
　　定款第14条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集すると規定しておりますことから、今回、お諮りするものでございます。
　　1の開催日時及び2の開催場所でございますが、平成29年6月20日（火）の午後1時30分から市立社会福祉センターの第1会議室で開催いたします。3、議案でございますが、第1号議案として平成28年度の事業報告（案）、第2号議案として平成28年度決算報告（案）、第3号議案として平成29年度補正予算（案）、第4号議案として定款の一部変更（案）、第5号議案として諸規程等の制定及び一部改正並びに廃止（案）、第6号議案として理事・監事・会計監査人の選任としております。

中川部長 第1号議案から第4号議案までは本日ご説明いたしました内容でお諮りし、第5号議案は本日ご審議いただいた諸規則のうち、評議員会が決議事項となっている「役員報酬等に関する規程」をはじめ、4つの規程についてお諮りいたします。

第6号議案は本日ご承認いただいた理事候補者19名、監事候補者2名、及び会計監査人として「かがやき監査法人」の選任についてお諮りいたします。

以上、定時評議員会の開催（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

（異議なし）

異議なしということですので、第9号議案は、原案どおり決定されました。

本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしました。長時間にわたり、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 閉会にあたりまして、白國副会長からごあいさつを申し上げます。

白國副会長 (あいさつ)

司 会 これをもちまして、理事会を終了させていただきます。

本日、ご審議いただきました平成28年度事業報告及び決算報告につきましては、6月20日開催の評議員会で承認された後に製本し、送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、先日書面でもご案内いたしましたが、6月20日の午後3時半から次期会長等を選任いたします理事会を市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予定くださいますようお願いいたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。